

八 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船〔以下「液化ガスばら積船」という。〕(次に掲げるものに限る)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(2) (1)
Dw が一万トン以上のもの 873.6DW-64
Dw が二千トン以上一万トン未満のもの

$$1.120 \text{DW}^{-0.486} \quad (0.88 - 0.1 \frac{\text{DW} - 2,000}{8,000})$$

^二 ^{指標基準省令第一条第七項に規定するに沿うる貨物船(以下は「積荷物船」という。)次に掲げるものに限る。」次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値}

Dwが二万トン以上のもの 750.1962Bw

$$961.79 \text{Dw}^{-0.477} (0.88 - 0.1 \frac{\text{Dw} - 10,000}{10,000})$$

木指標基準省令第一條第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に

(1) 慮じそれぞれ次に定める算式により算定した値
 D_w が一万五千トン以上のもの 135.8916 D_w - 0.26

Dwが一万トン以上一万五千トン未満

$$174.22Dw^{-0.21} \quad (0.88 - 0.1 \frac{Dw}{5,000})$$

Dw が五千トン以上のもの
Dw が三千トン以上五千トン未満のもの
177.0678Dw

$$227.01\text{DW}^{-0.244} \quad (0.88 - 0.1\frac{\text{DW} - 3,000}{\hat{\alpha}^{\hat{\gamma}}})$$

ト 指標基準省令第一條第十二項に規定す

(2) (1)
Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの Dwが一万五千トン以上のもの 83.834DW

$$107.48Dw^{-0.216} \quad (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$$

一 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日まで
告 契約が結ばれた船舶（建造契約がなされた船舶）

二日から六月二十日までに、船主の手渡しで、船の大きさを算定する。この際、船の構造、用途、手渡し料金等が考慮される。

の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抵消指標の値以下であること。

(1) 算定した値
Dw が二万トン以上のもの 975,04Dw^{-0.488}

△ 冷凍運搬船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの $192.955Dw^{-0.244}$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの
 $227.01Dw^{-0.244} (0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000})$

(2) Dwが一万五千トン以上一万五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.201} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000})$

△ 一般貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $91.358Dw^{-0.216}$

(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.216} (0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,072.544Dw^{-0.488}$

(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.544Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,218.8Dw^{-0.488} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

△ 前三号に掲げる船舶以外の船舶(二酸化炭素放出抑制指標が次に定める区分に応じそれぞれ次に定めた値)
掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定めた値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $91.358Dw^{-0.216}$

(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.216} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,072.544Dw^{-0.488}$

(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.544Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

△ タンカー等(次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めた値

(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.72Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

△ 液化ガス船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めた値

(1) Dwが一万トン以上のもの $985.6Dw^{-0.488}$

(2) Dwが一千トン以上一万トン未満のもの
 $1,120Dw^{-0.488} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000})$

△ ばら積貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めた値

(1) Dwが二万トン以上のもの $846.375Dw^{-0.477}$

(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの
 $961.79Dw^{-0.477} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000})$

△ 本コンテナ船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定めた値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $153.3136Dw^{-0.201}$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.201} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000})$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.216} (0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

△ 一般貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定めた値

(1) Dwが五千トン以上のもの $91.358Dw^{-0.216}$

(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.216} (0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,072.544Dw^{-0.488}$

(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.544Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

△ 一般貨物船(次に掲げるものに限る) 次に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定めた値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $941.5824Dw^{-0.216}$

(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.216} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,072.544Dw^{-0.488}$

(1) Dwが二万トン以上のもの $1,072.544Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

△ 旅客船(以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めた値

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(2) Dwが三百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.381} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

(1) Dwが千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dw が一千トン以上一千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.438} \quad (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

水自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のもので、
が○・△未満であるものに限る。)

下「液化天然ガス運搬船」という。(Dwが一萬トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) 1,757.886DW-1474

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの
 $170,840\text{Gt} - 0.214 \cdot \left(0.88 - \frac{\text{Gt} - 25,000}{60,000}\right)$

(八) 液化天然ガス運搬船 (D_w が一萬トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,802,96D_w^{-0.474}$

170.84Gt $^{-0.214}$ $(0.9 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$

(1) Gt が八万五千トン以上のもの $145,214Gt^{-0.214}$
 Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

(2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

限る。
 クルーズ客船(次に掲げる区分に応じそれぞれ定めた値)
 限る。
 次に掲げる区分に応じそれぞれ定める算式により算定する。

$$752.16Dw^{-0.381} \left(0.9 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$$

へ自動車運搬船(Dwが一万トン以上のものに限るものとし、本に掲げるものを除く) 1,504,482Dw-6427

本自動車運搬船 (D_w が一万トン以上のもの)
 $1,405.15D_w^{-0.408} (0.88 - 0.1 \frac{D_w - 1,000}{1,000})$

(1) DW が一千トン以上のもの 1,096.017DW^{-0.49}

(1) DW が二千トン以上のもの $1,194.3775DW^{-0.498}$

(2) DW が千トン以上二千トン未満のもの
 $1,405.15DW^{-0.498} \quad (0.9 - 0.05 \frac{DW - 1,000}{1,000})$

$$1,405.15Dw^{-0.498} \frac{(0.9 - 0.05\frac{Dw - 1,000}{1,000})}{}$$

$$663.306 \text{Dw}^{-0.471} \left(\frac{\text{Dw}}{\text{Gt}} \right)^{-0.7}$$

自動車運搬船 (Dw が 1 万トン以上のもの
掲げるものを除く。) 1,540.7355Dw^{-0.47}

(1) DW が千トン以上のもの 676.944DW-0383

$$752.16Dw^{-0.381} \quad (0.95 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750})$$

(1) Gt が八万五千トン以上のもの 153,756Gt^{-0.214}

(2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

170.84Gt^{-0.224} (0.95–0.05) / 60,000

ハ 液化天然ガス運搬船
（D_wが一万トン以上のもので 推進機関を
有するものに限る。） 1.915.645D_w-0.474

1) DWが一千以上ものの 1.264 635 DW^{-0.499}

(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498} \quad (0.95 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

備考	
	ホ 自動車運搬船 (D_w が一万トン以上のもので、 D_w を G_t で除した値 が○・三未満であるものに限る。)
	702,324 $D_w^{-0.471}$ $\left(\frac{D_w}{G_t}\right)^{-0.7}$
	△ 自動車運搬船 (D_w が一万トン以上のものに限るものとし、ホに 掲げるものを除く) 1,631,367 $D_w^{-0.471}$
	四 前三号に掲げる船舶以外の船舶 一酸化炭素放出抑制指標が次に 掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定め る二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。それぞれ次に定め イ ロールオン・ロールオフ旅客船 (次に掲げるものに限る) 次 に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) D_w が千トン以上のもの 699,5088 $D_w^{-0.381}$
	(2) D_w が二百五十トン以上千トン未満のもの
	752,16 $D_w^{-0.381}$ $(0.98 - 0.05 \frac{D_w - 250}{750})$
	□ クルーズ旅客船 (次に掲げるもので、推進機関を有するものに 限る) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算 定した値
	(1) G_t が八万五千トン以上のも 158,8812 $G_t^{-0.214}$
	(2) G_t が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの
	170,84 $G_t^{-0.214}$ $(0.98 - 0.05 \frac{G_t - 25,000}{60,000})$
	ハ 液化天然ガス運搬船 (D_w が一万トン以上のもので、推進機関を 有するものに限る) 1,983,256 $D_w^{-0.474}$
	二 ロールオン・ロールオフ貨物船 (次に掲げるものに限るものと し、自動車運搬船に該当するものを除く) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める算式により算定した値
	(1) D_w が二千トン以上のもの 1,306,789 $D_w^{-0.408}$
	(2) D_w が千トン以上二千トン未満のもの
	1,405,15 $D_w^{-0.408}$ $(0.98 - 0.05 \frac{D_w - 1,000}{1,000})$
	ホ 自動車運搬船 (D_w が一万吨以上もので、 D_w を G_t で除した値 が○・三未満であるものに限る)
	725,7348 $D_w^{-0.471}$ $\left(\frac{D_w}{G_t}\right)^{-0.7}$
	△ 自動車運搬船 (D_w が一万吨以上ものに限るものとし、ホに 掲げるものを除く) 1,685,7459 $D_w^{-0.471}$
一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認め られる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。	
一 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められ る構造等に代えることができる。	

備考	4	3	2
	船舶 百トン 未満の三 総 船舶 百十 トン 未満五 船舶 百十 トン 未満三 船舶 百十 トン 未満五 船舶 百十 トン 未満三		
一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。 二 この表に掲げる構造等について、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。	<p>次の各号に掲げる構造及び装置</p> <p>一 別表一の項第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十三号に掲げる装置</p> <p>二 1. の項第二号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置 (同項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。) 2. 1. の項第二号、第三号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置 (同項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。) 3. 1. の項第二号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる構造及び装置 (同項第一号、第二号及び第五号に掲げる構造及び装置にあつては、それぞれこれらの中の号に規定する船舶が有するものに限るものとし、発電用機関に軽油を使用する船舶にあつては同項第二号の装置を、傾斜型船首を有する船舶にあつては同項第六号の装置を除く。) 4. 1. の項第二号、第六号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる構造及び装置 (同項第一号、第二号及び第五号に掲げる構造及び装置にあつては、それぞれこれらの中の号に規定する船舶が有するものに限るものとし、発電用機関に軽油を使用する船舶にあつては同項第二号の装置を、傾斜型船首を有する船舶にあつては同項第六号の装置を除く。)</p>	<p>二 1. の項第二号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置 (同項第一号、第二号及び第五号に掲げる構造及び装置にあつては、それぞれこれらの中の号に規定する船舶が有するものに限るものとし、発電用機関に軽油を使用する船舶にあつては同項第二号の装置を、傾斜型船首を有する船舶にあつては同項第六号の装置を除く。)</p>	<p>二 1. の項第二号から第八号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる構造及び装置 (同項第一号、第二号及び第五号に掲げる構造及び装置にあつては、それぞれこれらの中の号に規定する船舶が有するものに限るものとし、発電用機関に軽油を使用する船舶にあつては同項第二号の装置を、傾斜型船首を有する船舶にあつては同項第六号の装置を除く。)</p>

附則

१७८